

議案第二十号

三朝町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付けに関する

条例の一部改正について

次のとおり三朝町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付けに関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十三年三月十一日

三朝町長 安 田 真 一 郎

昭和六拾参年参月廿参日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

三朝町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付けに関する

条例の一部を改正する条例

三朝町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付けに関する条例（昭和五十四年三朝町条例第十号）の一部を次のように改正する。

題名中「老人居室整備資金」を「高齢者住宅整備資金」に改める。

第一条中「老人居室」を「高齢者住宅」に改める。

第二条の見出し及び同条第一項中「老人」を「高齢者」に改める。

第三条中「老人居室整備資金」を「高齢者住宅整備資金」に、「老人」を「高齢者」に改める。

第四条中「老人居室整備資金」を「高齢者住宅整備資金」に、「老人専用居室の増築または改築」を「高齢者専用居室等の増改築又は改造（維持補修的なものは除く。）」に改める。

第五条中「老人居室整備資金」を「高齢者住宅整備資金」に、「百四十万円」を「二百二十万円」に、「二百万円」を「二百二十万円」に改める。

第六条から第八条までの規定中「老人居室整備資金」を「高齢者住宅整備資金」に改める。

第九条から第十一条までの規定中「老人居室整備工事」を「高齢者住宅整備工事」に改める。

第十四条第二項中「老人居室整備資金」を「高齢者住宅整備資金」に改める。

第十五条中「九・八五五パーセント」を「一〇パーセント」に改める。

附 則

（施行期日）

／ この条例は、昭和六十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付けに関する条例の規定に基づいて貸付けられた老人居室整備資金については、改正後の高齢者住宅整備資金及び障害者住宅整備資金貸付けに関する条例の規定に基づき貸付けられた資金とみなす。